

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和7年5月8日

京都府知事 様

綴喜郡井手町井手東高月8番地
井手町 町長 西島 寛道

綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3番地
井手町商工会 会長 中谷 英輔

令和3年5月25日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表1）事業継続力強化支援事業の内容

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制

- ・時点修正
- ・（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先
- ・（3）②関係市町村の住所

（別表4）連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 変更事項の内容

（別表1）事業継続力強化支援事業の内容

変更前：（仮称）井手町事業継続力強化支援協議会

変更後：事業継続力強化支援協議会

変更理由：正式名称が決定したため、名称を更新するもの。

変更前：井手町商工会は、令和3年6月までに事業継続計画を作成予定。

変更後：井手町商工会は、令和3年6月に事業継続計画を作成。（別添）

変更理由：事業継続計画を作成したため、作成状況を更新するもの。

（別表2）

- ・時点修正

変更前：2021年3月現在

変更後：2025年3月現在

・(2) ①法定経営指導員の氏名、連絡先

変更前：経営指導員 野崎 幹夫 木本 弘美

変更後：経営指導員 吉岡 大介

変更理由：法定経営指導員である野崎幹夫氏、木本弘美氏が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である吉岡大介氏へ変更するもの。

・(3) ②関係市町村の住所

変更前：京都府綴喜郡井手町井手南玉水67番地

変更後：京都府綴喜郡井手町井手東高月8番地

変更理由：庁舎移転に伴い、住所を変更するもの。

(別表4)

・連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

変更前：〒100-8050

変更後：〒600-8570

変更理由：誤った情報を修正するもの。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：吉岡 大介